

令和3年度第2回 文化財保護委員会 抄録

安城市民憲章唱和（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため省略）

1 委員長あいさつ

2 協議事項

（1）安城市所在の指定文化財管理調査の結果について

【説明】（事務局・委員）

1 班

- ・永安寺の雲竜の松は檀家総代が個人で管理しており、毎年樹木を支える支柱を1本2万5千円～3万円で取り換えている。将来的に管理面や金銭面に不安がある。
- ・鎌倉街道及び花の滝伝承地で枯れ木は伐採して良いと伝えた。
- ・榎前のクロガネモチは樹木回復の見込みがないため令和4年4月に指定解除、上部枯れ枝は落下の危険があるため今年度剪定する。
- ・信照寺のシイの男性の腕より細い枯れ枝は切って良いと伝えた。

2 班

- ・堀内の大イチョウは最上部が枯れかかっているため、来年度補助金を申請して剪定する。
- ・山伏塚及び野田家墓碑は雑草等の管理状況が悪いが、所有者が県外在住のため熱を入れてもらえてない。
- ・碧海山古墳の樹木が歩道側に傾いているため、来年度補助金を申請して伐採する。
- ・二子古墳の枯れたマツは管理者である安城市が伐採する。

3 班

- ・親鸞聖人像にカビではない白い何かがついていたが筆では払うことができなかった。
- ・聖徳太子像は手や袖付近に剥離が確認されたため、将来的に修理が必要。

4 班

- ・箕輪城址の光明寺から棟札3枚が発見された。
- ・高棚村絵図と芦池絵図は公開の機会を設けるのであれば修理を提案。
- ・旧明治郵便局及び官舎は、郵便局の外壁塗装が剥がれ、また木板も痩せているため修理の必要がある。また将来的に活用の仕方を検討したい。
- ・学甫堂は屋根の棟木が劣化しており、所有者から金銭面の準備が出来ているため予算確保次第修理に取り掛かる。
- ・学甫堂を修理してから旧明治郵便局の修理を検討する。

【質疑応答】（事務局・委員）

- ・個人所有の指定文化財の対応や保存活用について検討の必要がある。（委員）
- ・個人の財産権を侵害せず、文化財としての意義を認めて後世に繋げていくことは今後大きな問題となる。（委員）
- ・法行寺の軸の寸法がweb図録と異なっていた。
- ・本堂に安置される親鸞聖人像を複製と取り換えることは寺という性格的に難しい。
- ・光明寺で発見された棟札に文政10年と記載がある。

- ・ 現在指定文化財は増える一方で、文化財保護部局でのサポートが難しくなっている。
(委員)
- ・ 忠魂碑を管理する遺族会での維持管理が難しくなっている。戦争関連という扱い辛い物件ではあるものの文化事象として、市内忠魂碑を調査、報告書を刊行した後、その後の取扱いは所有者に任せるといふことか。(委員)
- ・ 忠魂碑を記録していく中で特筆すべきものは行政の方で手を差し伸べるのはどうか。(委員)
- ・ 将来的に指定文化財を保管できないという所有者が現れた際に、指定解除するのか、あるいは指定解除せずにどうにかするののかという判断に迫られる状況が出てくるだろう。
→所有者からの申し出で指定解除した事例はなく、条例に「その他の理由により」という一文があるものの考えてはいない。(事務局)
→古井戸跡を指定解除した際も、指定当初の所有者は指定されることに誇りを感じていたが、代替わりした所有者は前所有者の気持ちを受け継いでいなかったために指定解除となった。現在では新指定時には次世代まで文化財を保管してもらえよう承認を得てから指定している。(事務局)
- ・ 建造物の指定文化財は指定されることで文化財としての価値は上がるが不動産としての価値は下がってしまうため所有者にとって良いことがない。(委員)
- ・ 個人所有の文化財に公的支援をしつつ、所有者が困った際にどこまで踏み込んで判断するのかを検討する必要がある。(委員)
- ・ 無住寺に価値の高い文化財がある場合があるため、ゆくゆくはそういった場所の調査を検討して欲しい。(委員)

(2) 安城市所在の指定文化財管理調査の対応について

【説明】(事務局)

- ・ 学甫堂は屋根の葺替え費用 671 万円のため、補助額 (1/2) は 335 万 5 千円となる。
- ・ 堀内の大イチョウは枯れ枝の剪定費用 33 万 5 千 5 百円のため、補助額 (1/2) は 16 万 7 千円となる。
- ・ 碧海山古墳は雑木の除去費用 36 万 5 千 5 百円のため、補助額 (1/3) は 12 万 1 千円となる。

(3) 郷土誌出版奨励事業の審査について

【説明】(事務局)

- ・ 昭和 25 年発行「明治用水読本 のびゆく農村」を愛知県内の農業高校に配布する申請があった。申請が妥当と判断された場合、印刷製本費 1/3 を補助金として交付する。

【質疑応答】(事務局・委員)

- ・ 旧仮名遣いや語句の修正有無、補足説明、配布目的の明確化等が必要になる。(委員)
- ・ 将来的に電子媒体での対応も検討が必要。(委員)
- ・ 安城市民への還元はどのような形でされるか。(委員)
→防水治水に知見のある専門家に文章を依頼し、明治用水が意義のある事業であったこと、

明治用水に関わる知識が現在においても必要であることを文章として明示することで安城市民に明治用水を学んで欲しいとすれば良いのではないか。(委員)

- ・安城農林高校の生徒にのみ1年生から3年生に配布するのはどうか。(委員)
- ・愛知県内に農業高校はどこがあるか。(委員)
→安城農林高校、猿投農林高校、半田農業高校、渥美農業高校がある。(事務局)

3 報告事項

(1) 今年度の文化財悉皆調査の結果について

【説明】(事務局)

- ・西蓮寺は蔵に掛け軸が保管されていたため、それら調査した。
- ・本龍寺で確認されたご本尊は、作成年代を鎌倉時代に作成されたという解釈と平安時代に作成し、面部のみ鎌倉時代に後補した解釈の2つが考えられる。
- ・本龍寺のご本尊は指定価値に値しており本龍寺住職も前向きであったため、次回文化財保護委員会で諮問に掛ける予定。